

建築物省エネ法に基づく適合義務(適合性判定)・届出対象建築物の規模について

平成29年4月より建築物省エネ法による適合義務(適合性判定)・届出義務が始まりました。適合義務(適合性判定)対象建築物・届出対象建築物の規模については以下の内容を確認してください。

新築に関わる措置

【適合義務(適合性判定)対象建築物】

- ◆床面積 2,000 m²以上の非住宅建築物（増改築については別途、説明資料を参照のこと）（※1、2）

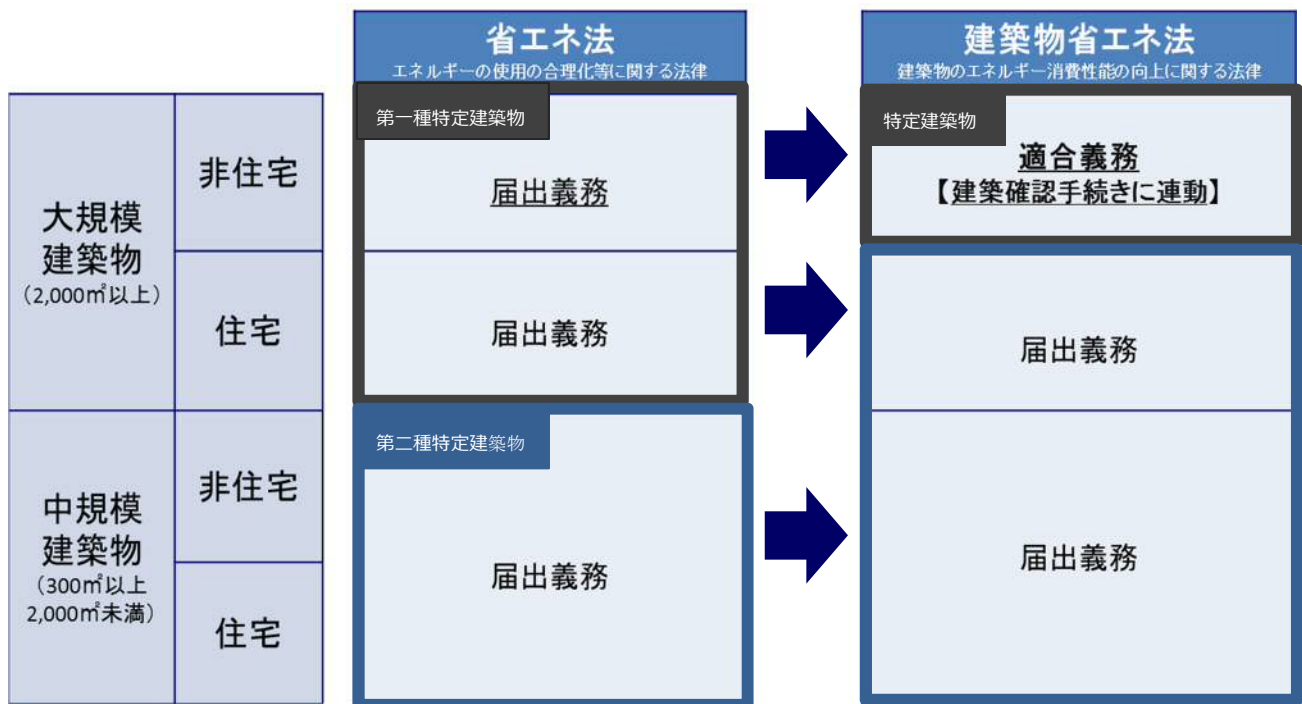
【届出対象建築物】

- ◆床面積 300 m²以上 2,000 m²未満の非住宅建築物（※1）
- ◆床面積 300 m²以上の住宅（※1）

※1 適用除外建築物、建築物の規模については裏面の「規制措置の適用について」を参照のこと

※2 住宅・非住宅の複合建築物については住宅部分を除く非住宅部分の床面積により判断（裏面参照）

省エネ法と建築物省エネ法との比較概要



※省エネ法に基づく修繕・模様替え、設備の設置・改修の届出、定期報告制度については、平成29年3月31日をもって廃止。

規制措置の適用について

建築物省エネ法の規制措置（適合義務、届出義務）の適用については、次により適用の有無を判断する。

1) 適用除外

次の①～③に該当する建築物は規制措置を適用しない。

- ① 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより、空気調和設備を設ける必要がないことが想定される用途に供する建築物
 - イ 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途
 - ロ 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途（壁を有しないこと、その他の高い開放性を有するもの（※）として国土交通大臣が定めるものに限る。）

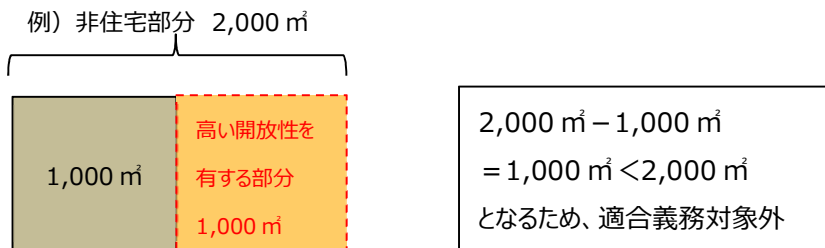
（※）その他の高い開放性を有するものについては、次ページ説明参照
- ② 保存のための措置により省エネ基準に適合させることが困難な建築物
⇒文化財指定された建築物等
- ③ 仮設建築物

2) 建築物の規模

1) に該当しない場合には、建築物の規模が一定以上であるかどうかについて次の①・②を踏まえて算定した床面積により判断をする。

- ① 高い開放性を有する部分（※）は、規制措置の適用の有無を判断する際の床面積に算入しない。（政令4条）

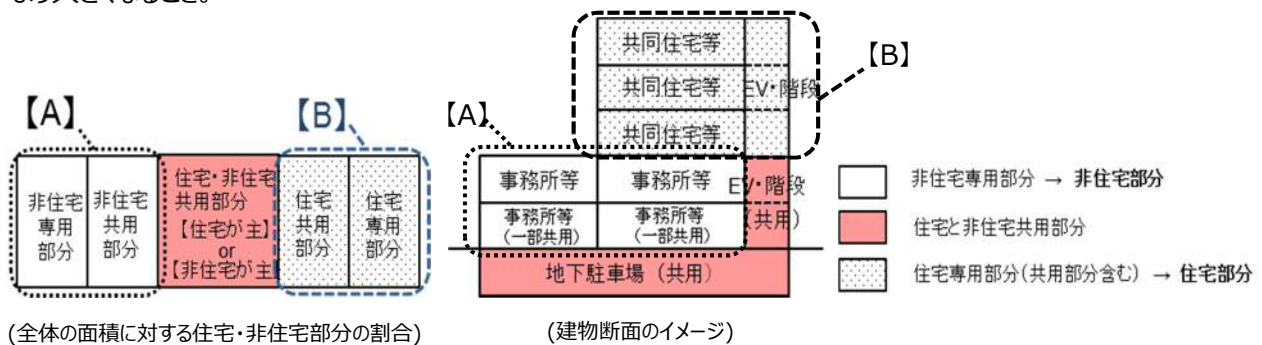
（※）高い開放性を有する部分については、次ページ説明参照



- ② 住宅・非住宅の複合建築物については、住宅部分を除く非住宅部分の床面積により適合義務対象か判断をする。共用部について、以下の要件を満たす部分は、非住宅部分として取り扱う。

〈要件〉

- ・【A】居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が、【B】居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなること。



**その他の高い開放性を有するもの及び、
高い開放性を有する部分を含む建築物の規模の算定方法**

規制措置（適合義務、届出義務）の要否を判断するための 300 m²や 2000 m²といった床面積は外気に対して高い開放性を有する部分（「開放部分」という。）の床面積を除いた床面積とする。

開放部分とは、

内部に間仕切り壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が 1/20 以上であること。

※なお開放部分の面積を除いた結果、規制措置の対象となった場合には、開放部分も省エネ計算の対象となります。

